

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第七条（見出しを含む。）及び第八条第五号中「方法書」の下に「及び要約書」を加える。
第十条の次に次の四条を加える。

（方法書及び要約書の公表）

第十条の二 条例第七条第三項の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトに掲載すること。
- 二 県のウェブサイトに掲載すること。
- 三 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力を得て、当該市町のウェブサイトに掲載すること。

（方法書説明会の開催）

第十条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第六条第一項に規定する地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必ずと認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（方法書説明会の開催の公告）

第十条の四 第九条第二項の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
（責めに帰することができない事由）

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることよって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第十五条中「準備書及び要約書」を「準備書」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(準備書及び要約書の公表)

第十七条の二 第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第十八条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第十八条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第十九条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「第十六条第二項」の下に「において準用する条例第七条の二第二項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(責めに帰することができない事由)

第二十条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十一条 削除

第二十七条中「評価書及び要約書」を「評価書」に改める。

第二章第三節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(評価書及び要約書の公表)

第二十九条の二 第十条の二の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項を次のように改める。

条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。

第三十八条の表第七条第一項及び第二項の項を次のように改める。

第七条第一項から第三項まで	事業者	都市計画決定権者
---------------	-----	----------

第三十八条の表第七条第一項から第三項までの項の次に次のように加える。

第七条の二第一項から第四項まで	事業者	都市計画決定権者
-----------------	-----	----------

第三十八条の表第十六条第一項から第四項までの項を次のように改める。

第十六条第一項及び第二項	事業者	都市計画決定権者
--------------	-----	----------

第三十九条第二項中「及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合」を削る。

第四十二条の表第十条の項の次に次のように加える。

第十条の二	条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
第十条の二第一号	事業者	都市計画決定権者
第十条の二第三号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十条の三	条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	事業者	都市計画決定権者
第十条の四第一項	条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十条の四第二項	条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十条の四第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十条の四第二項	対象事業	都市計画対象事業

項第二号				
第十条の四第二項第三号	対象事業実施区域		都市計画対象事業実施区域	
第十条の四第二項第四号	条例第六条第一項		第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項	
第十条の五各号 列記以外の部分	条例第七条の二第四項	事業者	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項	
第十条の五第二号	事業者	事業者	都市計画決定権者	
			都市計画決定権者	

第四十二条の表第十七条の項の次に次のように加える。

第十七条の二	条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項

第四十二条の表第十八条の項、第十九条第二項の項及び第十九条第二項の項を次のように改める。

第十八条	条例第十六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項
第十九条第一項	条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十九条第二項	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項

第四十二条の表第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項、第十九条第二項第三号の項、第二十条各号列記以外の部分の項、第二十条第二号の項、第二十一条第一項の項及び第二十一条第二項の項を削り、同表第二十二条の項の前に次のように加える。

第二十条	
<p>条例第十六条第二項において準用する条例第七条の第二項</p>	<p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の第二項</p>
事業者	都市計画決定権者

第四十二条の表第二十九条の項の次に次のように加える。

第二十九条の二	
<p>条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第三項</p>	<p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項</p>
条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項

第四十四条の表第十五条第二項の項及び第十六条第二項から第四項までの項を次のように改める。

第十五条第二項	<p>第七条第二項及び第三項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び必要書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する必要書」と読み替えるものとする。</p>	<p>港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び第十四条に規定する必要書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>
第十六条第一項	事業者	港湾管理者

第四十四条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第十六条第二項	<p>第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項」において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>港湾管理者は、準備書説明会を開催するときには、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを準備書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならぬものとし、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができるものとする。なお、港湾管理者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、この項の規定による公告をした準備書説明会を開催するときは、この項の規定による公告をした準備書説明会を開催するものとみなす。</p>
---------	--	---

	み替えるものとする。	備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しないものとし、この項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。
--	------------	--

第四十四条の表第二十二條第二項の項を次のように改める。

第二十二條第二項	第七條第二項及び第三項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一條に規定する要約書」と読み替えるものとする。	港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、評価書及び第二十一條に規定する要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
----------	---	---

第四十五條の表第十五條の項中「準備書及び要約書」を「準備書」に改め、同表第七條の項の次に次のように加える。

第十七條の二	第十條の二の規定は、條例第十五條第二項において準用する條例第七條第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十條の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同條第三号中「條例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	條例第三十六條第二項において準用する條例第十五條第二項の規定により港湾管理者が行うべき公表は、港湾管理者のウェブサイトに掲載すること、県のウェブサイトに掲載すること又は関係地域が属する市町のウェブサイトに掲載すること（当該市町の協力が得られた場合に限る。）のうち適切な方法により行うものとする。
--------	--	---

第四十五條の表第十八條の項、第十九條第二項の項及び第十九條第二項の項を次のように改める。

第十八條	第十條の三の規定は、條例第十六條第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十條の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「條例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	條例第三十六條第二項において準用する條例第十六條第一項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものと
------	--	---

第十九条第一項	<p>第十九条第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</p>	<p>する。</p> <p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十六条第二項の規定による公告は、官報に掲載すること、関係地域が属する市町の公報又は広報紙に掲載すること（当該市町の協力が得られた場合に限る。）、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載することその他適切な方法により行うものとする。</p>
第十九条第二項	<p>第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p>	<p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十六条第二項の規定による公告は、港湾管理者の名称及び住所、対象港湾計画の名称、対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域の面積、関係地域の範囲及びその範囲が属する市町並びに準備書説明会の開催を予定する日時及び場所について行うものとする。</p>

第四十五条の表第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項、第十九条第二項第三号の項、第二十条各号列記以外の部分の項、第二十条第二号の項、第二十一条第一項の項及び第二十一条第二項の項を削り、同表第二十二条の項の前に次のように加える。

第二十条	<p>第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p>	<p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十六条第二項の規定による港湾管理者の責めに帰することができない事由は、天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること又は港湾管理者以外の方により準備書説明会の開催が故意に阻害されることよって準備書説明会を円滑に開催できないことが明らかであることとする。</p>
------	--	---

第四十五条の表第二十七条の項中「及び要約書」を削り、同表第二十九条の項の次に次のように加える。

第二十九条の二	<p>第十条の二の規定は、条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読</p>	<p>第十七條の二の規定は、条例第三十六條第二項において準用する条例第二十二條第二項の規定により港湾管理者が評価書及び要約書を公表する場合について準用する。この場合において、第十七條の二中「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。</p>
---------	--	---

み替えるものとする。

第四十五条の表第三十一条第一項の項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項」に改める。

第五十条第一項表以外の部分中「第五十一条」を「次条」に改め、同項の表第三十六条第一項の項を次のように改める。

第三十六条第一項	条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	条例第四十三条第一項において準用する条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第二十号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象事業については、知事が法第二十条第五項の規定により意見を述べた場合に限る。）。
----------	---	---

第五十条第二項表以外の部分中「第五十一条」を「次条」に改め、同項の表第三十六条第一項の項を次のように改める。

第三十六条第一項	条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	条例第四十三条第二項において準用する条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第二十二号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象港湾計画については、知事が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十八条第二項において準用する法第二十条第五項の規定により意見を述べた場合に限る。）。
----------	---	--

第五十条第二項の表第三十六条第二項第二号の項中「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」を「法」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。